



Q 毎年会社が国に納める「労働保険料」について、金

A 労働保険料などの口座振替納付は、事業主が金融機

融機関から口座振替を利用して納付できると聞いたのですが、どのような手続きが必要か教えてください。またメリットはありますか。

労働保険料の納付は口座振替が便利

関の窓口に向くこと以降も継続して口座振替が利用できることのできる口座を開くこと。また、通常の納付期所定の申込用紙を提出限が延長され最大約2か月間のゆとりができます(※一部の金融機関より異なります)。申込用紙は、7月11日が9月6日に厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/buny>)や労働局で入手できます。口座振替納付を利用する際は、口座振替開始を希望する納期に、締め切り日までに金融機関の窓口へ提出してください。締め切り日は8月15日、第3期は10月11日です。

鳥取労働局総務部労働保険徴収室 電話 0857-29-1702